

件名	4 陳情第 3 号 瑞穂町議会会議規則に「議長が紹介議員を任命する」を加える改正をもとめる件
第 1 陳情の趣旨	<p>瑞穂町議会会議規則「議長が紹介議員を任命する」を加える改正をもとめる。 【議長は、請願者が希望する議員があればこれを尊重して、議員の中から議長が適宜、紹介議員を任命する。】</p> <p>第 2 陳情の原因</p> <p>瑞穂町議会会議規則には「紹介する議員」と「紹介議員」との規定はあるが、紹介議員の法的地位の成立手続きについての規定がない。</p> <p>第 3 陳情の理由</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 瑞穂町議会会議規則において、紹介議員が議員とは別の法人格であるとの規定がない。 2 現行の解釈運用において「紹介議員」と称する者の行為は、私人である請願者と私人としての議員が公務ではない私的行為として、請願の「紹介議員」になる旨の私人間の委任代理契約として行われている。 3 この場合、請願書に署名又は記名押印した議員が委員会から「説明を求め」られて議会に登庁した場合に傷害を受けたときは、公務災害の適用はない。 4 議長職権の公権力行使としての任命によらなければ、公務員非常勤特別職としての紹介議員の法的地位は成立しない。 5 委員長が、同規則にもとづいて請願書に署名又は記名押印した「紹介議員」を召喚しても、議長から任命されていなければ公務員としての紹介議員は存在しないから、これに応召した「紹介議員」は私的代理人であり官名詐称である。 委員長は「議長が紹介議員を任命していない」ことを知るべき地位にあるから、紹介議員の資格のない者を召喚すること自体、錯誤であり違法である。

※原文のまま掲載しています。